

山陽小野田市農業委員会

第32回

総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月13日午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員		
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	1 1	五十嵐 奨
	1 2	村上 雅彦
	1 3	二井 一夫
	1 4	國吉 彰

4. 欠席委員

	2	相本 まゆみ
	1 0	佐々木 勇藏

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第144号 農地法第3条 権利の移動

議案第145号 農地法第4条 転用

議案第146号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第147号 現況証明願い

報告第70号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第71号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第148号 農用地利用集積計画について

報告第72号 非農地判定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

議長 定刻になりましたので、只今より第 32 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

(起立、礼、着席)

本日の欠席委員は相本委員と佐々木委員です。

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名は 12 番村上委員と 13 番二井委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 144 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件です。

議案第 144 号番号 96 について議案書をもとに説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から西へ約 1.6 k m に位置する農用地区域内の農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公函は 3 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番 現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては、先に説明がありましたので省略します。

2 月 6 日に事務局 2 名と辻村委員、私の 4 名で現地確認を行いました。

周辺の状況は、北側と西側が道路で、東側が保全管理された畑、南側は藪になっていました。

申請地の状況は、保全管理された畑となっていました。

譲渡人は高齢のため維持管理が困難で、譲渡するそうです。

譲受人は新規就農者ですが、営農計画もしっかりしており、県立農業大学校等で勉強されているため、耕作可能だと思います。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

6 番 作物は何を植える予定ですか。
局長 主に茄子やミニトマト、キュウリ等の野菜となっています。また、この方は宇部市でかなり大規模に飲食店を運営されており、その飲食店での消費となります。後継者もきちんといますので何ら問題はないと思います。

6 番 わかりました。
議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 144 号番号 96 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 97 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 144 号番号 97 について議案書をもとに説明いたします。
4 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から北東へ約 4.4 k m に位置する農用地区域内の農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 5 ページをご覧ください。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
8 番 現地の報告をさせていただきます。
2 月 6 日に事務局 2 名と二井委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。
周辺の状況は、周辺は全て水田となっており、日陰になるような山等もありませんでした。
申請地は既に耕起されており、水を張るだけですぐに水田として利用できる状態でした。
譲渡人は会社員で、維持管理が困難なため譲り渡すそうです。
譲受人は現在約 3ha を耕作中で、規模拡大のために譲り受けるとのことです。また、農業機械等も揃っており問題となることはないと思います。
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 144 号番号 97 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 98 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 144 号番号 98 について議案書をもとに説明いたします。
6 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から西へ約 3.0 k m に位置する農用地区域内農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 7 ページをご覧ください。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
次に現地調査報告をお願いします。
議長 現地の報告をさせていただきます。
8 番 山野井地区の農地です。北側に新幹線が通っています。
申請地は荒廃した休耕田でした。
譲渡人は市外に居住しており、維持管理が困難なことから譲渡することです。
議長 譲受人は現在約 0.6ha を耕作中で、経営規模の拡大のために譲り受けるそうです。譲り受け後は畑地として利用することです。また、農業機械等も揃っていることから特に問題ないと思います。
議長 以上で報告を終わります。
何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 144 号番号 98 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 145 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明を求めます。
局長 今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件です。
議案第 145 号番号 13 について議案書をもとに説明いたします。
9 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から東へ約 0.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 10 ページ、土地利用図は 11 ページから 13 ページまでをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 8 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
場所は厚狭地区となります。
周辺の状況は旧国道 2 号線沿いの厚狭郵便局北側となります。
JR 厚狭駅や道路も近隣にあることから利便性の良い場所です。
申請地の状況は、東側と南側が水田、西側には住宅地があります。
内容としては 10 棟程度の集合住宅を建てるとのことです。
雨水処理に関しては、農業用排水路に排水します。
汚水は公共下水道に接続します。
埋立法面の処理は、埋立を 0.2 から 0.6m ほど行い、擁壁ブロックを設置します。
進入路の位置は北側の市道からとなります。
境界については畦畔と既設構造物で確認しています。
その他問題となる事項はありませんでした。
以上で報告を終わります。

議長 6 番 何か質問はありませんか。
局長 6 番 賃借権等についてはついていませんか。
局長 6 番 申請地には何も権利設定はされておられません。
議長 6 番 わかりました。
事務局 ちなみにこの道幅は何mありますか。
議長 こちらは 4 m 道路に接しておらず、道幅が狭いため、セットバックして家を建てるそうです。
局長 わかりました。
他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。
議長 議案第 145 号番号 13 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
議長 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
局長 次に番号 14 は議案第 147 号番号 42 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
議長 議案第 145 号番号 14 及び議案第 147 号「現況確認願いについて」番号 42 について、議案書をもとに一括して説明いたします。
局長 最初に 14 ページをご覧ください。
局長 申請地は、市役所から北東へ約 3.6 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
局長 申請内容は、下表のとおりです。
局長 公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に42ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約3.6kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は43ページをご覧ください。

本件は、これまで自宅兼店舗の進入路及び駐車場並びに自宅近傍の市道用地として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

13番

現地の報告をさせていただきます。

地区は有帆の仁保の上になります。

先に4条申請の方から説明させていただきます。

周辺の状況は、北側がこの度現況証明願いが出ている土地で、西側が道路、東側は川土手、南側は保全管理中の田となります。

申請地の状況は保全管理中の農地でした。

雨水処理に関しては、自然流下で南側の田に流します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理は盛り土を30cmから40cm程行い、南側の法面は土羽で処理します。

申請地への進入路の位置は、西側の道路からとなります。

境界に関しては既設構造物と境界杭で確認しています。

続いて現況証明願いについての報告を行います。

申請地は昭和60年頃に倉庫が建築された際に造成し、進入路及び駐車場として利用されており、現在に至るそうです。

申請地の状況は倉庫が建っており、アスファルト舗装されていました。

以上の事から農地性はないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

3番

来客用駐車場とありますが、何の事業をされてるのですか。

13番

美容室を営んでおり、その駐車場となります。

3番

わかりました。

議長

他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第145号番号14及び議案第147号「現況確認願いについて」番号

42 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 146 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 5 件です。

議案第 146 号番号 176 について議案書をもとに説明いたします。

18 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 2.5 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページから 22 ページまでをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が道路、東側が宅地、西側と南側は水田です。

申請地の状況は、保全管理中の田でした。

雨水処理に関しては、北側水路に排水します。

汚水に関しては合併浄化槽で処理します。

埋立法面の処理は、盛り土を 30 cm から 40 cm 程行い、西と南側の農地と接する部分はブロック積みで処理するそうです。

申請地への進入路は北側の道路からです。

境界については既設構造物で確認できています。

田との境界は境界杭で確認しました。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長
事務局

これは所有権移転ではなく、使用貸借になっていますが親子ですか。夫婦だそうです。

議長

わかりました。

他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 146 号番号 176 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 177 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 146 号番号 177 について議案書をもとに説明いたします。
23 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から東へ約 1.5 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 24 ページ、土地利用図は 25 ページから 29 ページまでをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
8 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、大型ショッピングセンターや、厚狭球場、国道 316 号線が近くにあり、生活の環境としては恵まれているエリアです。
内容としては建売住宅 10 棟の建設となります。
申請地の状況は、草刈り済みの休耕田です。
雨水処理に関しては、道路側溝へ排水し、生活雑排水や汚水は公共下水に接続して処理します。
埋立法面の処理は、埋立は行わずに整地程度となります。
0.8m から 1.6m の重力式擁壁を設置します。
進入路の幅員は 4m ありました。
境界に関しては既設構造物と畦畔で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 146 号番号 177 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 178 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 146 号番号 178 について議案書をもとに説明いたします。
30 ページをご覧ください。
申請地は、埴生支所から北西へ約 1.8 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。

公図は 31 ページ、土地利用図は 32 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8 番 転用内容は太陽光発電です。

周辺の状況は、西側に山があつて、あまり日当たりが良いとは言えない状態です。

申請地の状況は草刈りがしてありましたが、休耕田でした。

雨水は自然流下で道路側溝へ排水します。

汚水は発生しません。

整地等を行わずそのままです。

境界は畦畔等で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 146 号番号 178 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 179 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 146 号番号 179 について議案書をもとに説明いたします。

33 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から西へ約 1.8 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 34 ページ、土地利用図は 35 及び 36 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北が道を挟んで藪、西側が水路を挟んで水田、南側と東側が土手と道路となっていました。

申請地の状況は、保全管理中でした。

雨水処理に関しては、自然流下で西側水路に排水します。

埋立法面の処理は、ありません。

申請地への進入路の位置は図面東側からです。

境界に関しては畦畔等で確認出来ています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 146 号番号 179 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 180 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 146 号番号 180 について議案書をもとに説明いたします。

37 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北東へ約 1.4 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 38 ページ、土地利用図は 39 及び 40 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、四方を道路に囲まれており、東側のみ道路を挟んで太陽光発電施設があります。それ以外は農地が広がっています。

申請地の状況は、 番だけ果樹や野菜が植えてありました。残りは保全管理中でした。

雨水処理に関しては 2 区画に分けられるのですが、真ん中に水路が通っており、その水路に排水します。

埋立法面の処理は、埋立を行わないのでありません。

申請地への進入路の位置は、2 区画ともそれぞれ図面右下になります。

境界に関しては、既設構造物と畦畔等で確認しています。

その他特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 176 号番号 180 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 70 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出に

について」について事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件です。
報告第 70 号番号 32 について議案書をもとに説明いたします。

45 ページをご覧ください。

届出地は、総合事務所から北東へ約 1.8 k m、農用地区域内農地です。
内容は下表のとおりです。

公図は 46 ページ、土地利用図は 47 ページを御覧ください。

事業終了後、原状回復されます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8 番

現地の報告をさせていただきます。

市道千町松ヶ瀬線の法面の土砂流出に伴う災害復旧工事となります。
工事用車両や資材置き場としての利用となります。

雨水処理に関しては、農業用排水路に自然流下で排水します。

汚水は発生しません。

法面の処理はセメント吹付となっています。

その他特に問題となることはありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 70 号番号 32 は原案どおり処理いたします。

次に番号 33 について事務局の説明を求めます。

局長

48 ページをご覧ください。

届出地は、埴生支所から南東へ約 0.8 k m、農用地区域内農地です。
内容は下表のとおりです。

公図は 50 ページ、土地利用図は 49 ページを御覧ください。

事業終了後、原状回復されます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

災害復旧工事用の道路用地として利用されます。

申請地は水稻耕作後の田で、管理されていました。

完了後は農地に戻すため、来年の耕作に影響はありません。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 70 号番号 33 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 71 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

- 局長 51 ページをご覧ください。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 50 から 68 までの 19 件で、現契約を合意により解約するものです。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 71 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 148 号「農用地利用集積計画」を上程します。
事務局の説明を求めます。
- 局長 54 ページを御覧ください。
議案第 148 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 36 番から 38 番までの 3 件、3 筆、6,875 m²でございます。
ご審議の程お願いします。
- 議長 何か質問はありませんか
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 148 号は原案どおり決定することとします。
次に報告第 72 号「非農地判定による通知について」事務局の説明を求めます。
- 局長 55 ページを御覧ください。
報告第 72 号、この度行う非農地判定による通知は、番号 1、45 筆、34,012 m²で、所有者数は 38 人です。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 72 号は原案どおり処理いたします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
- 局長 次回の現地調査は、3 月 6 日(月)9 時から、森田委員、中原委員でお願いします。
第 33 回総会は、3 月 13 日(月)13 時 30 分からで、会場は保健センター 集団指導室です。
- 議長 以上をもちまして第 32 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 3 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

— 番委員 —

議事録署名委員

— 番委員 —
